

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	市税の滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

喜多方市は、市税の滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利権益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

喜多方市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税の滞納管理に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法、国税徴収法の規定により、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)を滞納している個人または法人に対し、納税交渉、催告、調査、滞納処分等を行う。</p> <p>(1)市税滞納整理に関する業務 ①各税システムからの賦課・収納情報の入手 ②催告書の送付 ③納税交渉 ④各種調査 ⑤滞納処分</p> <p>(2)名寄せに関する業務</p>
③システムの名称	滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
滞納者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表第一の16,30,68の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16,24,50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・情報提供の根拠・番号法第19条第8号別表第二 情報提供の根拠 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,93,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 情報照会の根拠 27,42,44,45,94の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報提供の根拠 第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,23,25,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44,45,46,47,49,50,51,53,54,55,58,59条 情報照会の根拠 第20,25,26,47条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 総務部総務課 電話0241-24-5204
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 総務部税務課 電話0241-24-5219

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎項目評価書]			<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
[○]委託しない			4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]					
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない						
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]					
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
8. 監査						
実施の有無	[] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]					
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成26年12月1日	初版作成				
平成27年3月20日	法令上の根拠(3. 個人番号の利用、4. 情報連携)	(注) なお、別表第二の「主務省令で定めるもの」について、平成26年12月1日時点で当該主務省令は未公布である。	前記記載のとおり	事後	平成26年12月12日付け主務省令の公布により説明の追加及び表記の整理をした。
平成27年4月3日	評価実施機関における担当部署	課長 樺山敬一	課長 都倉浩二	事後	人事異動に伴う変更
平成28年4月7日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部税務課	総務部総務課	事後	喜多方市個人情報保護条例改正に伴う変更
平成29年4月21日	個人番号の利用(法令上の根拠)	・内閣府・総務省令 平成26年9月10日付け令第5号第16,24,50条	・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16,24,50条	事後	主務省令の名称記載の整理
平成29年4月21日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	・内閣府・総務省令 平成26年12月12日付け令第7号	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	主務省令の名称記載の整理
平成29年4月21日	評価実施機関における担当部署	課長 都倉浩二	課長 鈴木 守	事後	人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	課長 鈴木 守	税務課長	事後	様式変更に伴う変更
平成31年4月1日	IV リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和1年12月16日	評価の再実施				
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	・情報提供の根拠・番号法第19条第7号別表第二 情報提供の根拠 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,93,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 情報照会の根拠 27,42,44,45,94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報提供の根拠 第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,23,25,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44,45,46,47,49,50,51,53,54,55,58,59条 情報照会の根拠 第20,25,26,47条	・情報提供の根拠・番号法第19条第8号別表第二 情報提供の根拠 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,93,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 情報照会の根拠 27,42,44,45,94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報提供の根拠 第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,23,25,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44,45,46,47,49,50,51,53,54,55,58,59条 情報照会の根拠 第20,25,26,47条	事後	法改正に伴う変更